

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第177号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定における対象行政文書の特定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成17年4月5日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、行政情報室が平成15年度及び平成16年度中に作成又は取得をした全ての行政文書の文書件名及び作成（取得）時期が記載されている文書リスト等の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、開示請求書には「行政情報室が作成又は取得した文書の件名や作成（取得）時期が記載されている文書リストには、情報公開審査会に関する諮問の順番や情報公開条例に関する不服申立ての受理等にかかる文書リストが含まれている」と記載されていた。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「個別広聴受付状況」（以下「本件対象文書1」という。）、「行政文書開示請求等受付処理簿」（以下「本件対象文書2」という。）及び「情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況（不服申立ての処理状況の部分）」（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書3を「本件対象文書」と総称する。）を特定し、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年5月27日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分の文書特定を不服として、平成17年6月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分について、本件対象文書以外に対象文書が存在するとして、その開示を求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政情報室長は、開示請求の対象とされた「行政文書のリスト」を開示すると、自己に都合の悪い文書の存在が明らかになることを避けるため、開示しても支障のない文書を独断で特定したものである。

行政情報室にどのような行政文書が存在しているのかを明らかにするため、

全ての文書の件名（リスト）を速やかに開示するよう重ねて強く要求する。

- (2) 理由説明書によれば、「この請求内容からは、当室が作成又は取得した行政文書について、その件名とともに、作成又は取得時期を記載した一覧表のようなものが対象になると考えられる。」と明記されているが、当該理由は、行政情報室長が独断で、自らにとって都合の悪い文書を隠匿しようと画策したに過ぎないものであり、開示請求の対象とした行政文書の件名を意図的に仮装したものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象文書を特定した理由

本件請求の内容は、「行政情報室が平成 15 年度並びに平成 16 年度中に作成又は取得した全ての行政文書の文書件名及び作成（取得）時期が記載されている文書リスト等（文書件名及び作成等の時期が包括的に標記されている保存文書目録の場合は、当該目録を含む。）」である。

この請求内容からは、行政情報室が作成又は取得をした行政文書について、その件名とともに、作成又は取得の時期を記載した一覧表のようなものが対象になると考えられる。

そこで、次の文書を本件請求の対象となる行政文書として特定し、条例に規定する不開示情報を除いて部分開示を行ったものである。

##### (1) 個別広聴受付状況

ホームページ、電話等で、行政情報室が受け付けた提言や苦情等（以下「提言等」という。）をまとめたものである。後日、当該提言等の発信者や担当室からの照会に備えるため、件名、発信日、受信日等とともに、発信者の年代、性別、住所、氏名又は名称をまとめて記載している。提言等の件名が取得年月日とともに記載されているため、本件対象文書として特定したものである。

##### (2) 行政文書開示請求等受付処理簿

広島県情報公開事務等取扱要綱に基づき、情報公開の窓口である行政情報室に備え付けているものであり、行政情報室で受け付けた行政文書開示請求書について、受付年月日をはじめとする各事務処理を行った年月日、請求者の氏名又は名称、開示請求する行政文書の件名又は内容等をまとめて記載している。開示請求書の内容が受付年月日とともに記載されているため、本件対象文書として特定したものである。

##### (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況（不服申立ての処理状況の部分）

この「情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況（不服申立ての処理状況の部分）」は、毎年度処理状況を取りまとめて公表しているものであり、行政文書のリストではない。

しかしながら、本件請求の行政文書開示請求書の「行政文書の件名又は内容」欄に「情報公開審査会に関する諮問の順番や不服申立ての受理等にかかる文書リスト」として特に記載されていること及び不服申立書の内容が当該不服申立書の取得年月日とともに記載されているため、本件対象文書として

特定したものである。

## 2 本件対象文書以外に文書が存在しない理由

そもそも行政情報室では、作成又は取得をした文書の全てについて、作成年月日又は取得年月日を記録した一覧表を作成しているものではない。

行政情報室が収受した文書については、収受印を押印し、必要があれば、室内で回覧した上で、同種の事案ごとにまとめたファイル等に保管している。

また、作成した文書についても、例えば、行政情報室が担当した平成15年度の開示請求に係る文書（開示決定等に係る起案文書）は、「開示請求 行政情報室決定分（平成15年度）」とラベルを貼ったファイルに編てつしている。

本件対象文書は、いずれも業務上の必要などから行政情報室が取得した文書の内容を取得年月日とともに記載しているものであり、その他の文書については、上記のような取扱いで業務上支障を来すことはないので、特に一覧表のような文書は作成していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、行政情報室が平成15年度及び平成16年度中に作成又は取得をした全ての行政文書の文書件名及び作成又は取得の時期が記載されている文書リスト等の開示を求めるものである。実施機関は、行政情報室が平成15年度及び平成16年度に作成又は取得をした行政文書について、その件名とともに、作成又は取得の時期を記載した一覧表のようなものが対象文書に該当するとし、本件対象文書を特定して行政文書部分開示決定を行った。

これに対して、異議申立人は、部分開示された文書は、行政情報室長が自己に都合の悪い文書の存在が明らかになることを避けるため、開示しても支障のない文書を特定したものであり、本件対象文書以外にも本件請求の対象となる行政文書が存在する旨主張している。

このため、以下、実施機関が本件対象文書のみを本件請求の対象として特定したことの妥当性について判断する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は、作成又は取得をした文書の全てについて、作成又は取得をした時期を記録した一覧表を作成しているものではなく、本件対象文書1は県民等から受け付けた提言等について、後日、当該提言者等からの照会に備えるため、本件対象文書2は県民等から受け付けた開示請求書の事務処理経過を把握するため、本件対象文書3は開示請求に係る処分に対する不服申立ての処理状況を公表するため作成するものであるが、本件対象文書以外は、業務上必要がないので作成していない旨説明する。

当審査会において、県の関係規程である広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）を見分したところ、実施機関が作成又は取得をした文書について、その件名とともに作成又は取得をした時期を記録した文書の作成を実施機関に義務付ける規定は認められなかった。

したがって、実施機関において、作成又は取得をした文書について、その件

名とともに作成又は取得をした時期を記録した一覧表を作成するかどうかは、業務の内容に応じてその必要性を判断するもので、本件対象文書以外の業務に関して作成又は取得をした文書については、同種の事案ごとにファイル等に保管することにより業務に支障を来すことがないため、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書を作成していないという実施機関の説明も不合理とまではいえない。

以上のことから、実施機関が本件請求に対し、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>
17. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>
19. 8. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> </ul>
19. 8. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul>
19. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から意見書を収受した。</li> <li>・ 実施機関に意見書の写しを送付した。</li> </ul>
27. 4. 24 (平成 27 年度第 1 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
27. 5. 29 (平成 27 年度第 2 回第 1 部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 ( 部 会 長 )	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授